

平成28年度 事業概要 矢作川



国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所
平成28年4月

矢作川の概要

矢作川は、その源を中央アルプス南端の長野県下伊那郡大川入山（標高1,908m）に発し、飯田洞川、名倉川等の支川を合わせ、愛知・岐阜県境の山間部を貫流し、平野部で巴川、乙川を合流し、その後、矢作古川を分派して三河湾に注ぐ、幹川流路延長約118km、流域面積約1,830km²の一級河川です。



平成28年度の事業方針

1. 洪水被害を防止・軽減する治水対策 【改修】

平成28年度は矢作古川分派施設関連工事を推進するとともに、堤防高や堤防断面が不足する区間の築堤を実施します。

また、上流域の河川断面が不足している箇所において、河道掘削工事を実施します。

- (1) 水防災意識社会再構築ビジョン
- (2) 西尾市志貴野地区の矢作古川分派施設関連工事
- (3) 安城市小川地区及び岡崎市合歓木地区の築堤工事
- (4) 豊田市白浜地区における河道掘削工事

2. 着実な維持管理 【維持】

災害時に備えて平素から巡視や点検等を行うとともに、地域住民の憩いと安らぎの場として快適な豊川となるよう維持管理計画に基づき計画的な維持管理を行います。

- (1) 老朽化した護岸等の補修
- (2) 川の流れの支障となる樹木の伐採
- (3) 治水機能の維持や安心して快適な河川の利用を支える日常的な維持管理
- (4) 流域を一体と考える土砂管理手法の検討

3. 良好な河川環境の保全と創出 【環境】

矢作川流域が有する多様な生態系、良好な河川環境を保全し、豊かな自然のある豊川を目指した整備を進めます。

- (1) 矢作川自然再生事業（感潮域におけるヨシ原の再生）

4. 災害・事故に対する危機管理体制の強化 【防災】

大規模出水や地震等が発生した際に被害を最小限とするとともに、早期復旧を実現するためにソフト・ハード両面から対策を講じます。

- (1) 災害・事故に対する危機管理体制の強化
- (2) 被災している地域への支援

5. 地域や市民との連携の推進 【地域】

地域のニーズを把握し、活力ある地域づくりを進めるため、地域と国、住民と行政とのコミュニケーションを深めていきます。

- (1) 地域と協働した効率的な河川管理の推進
- (2) 地域住民との交流

事業費

単位:千円

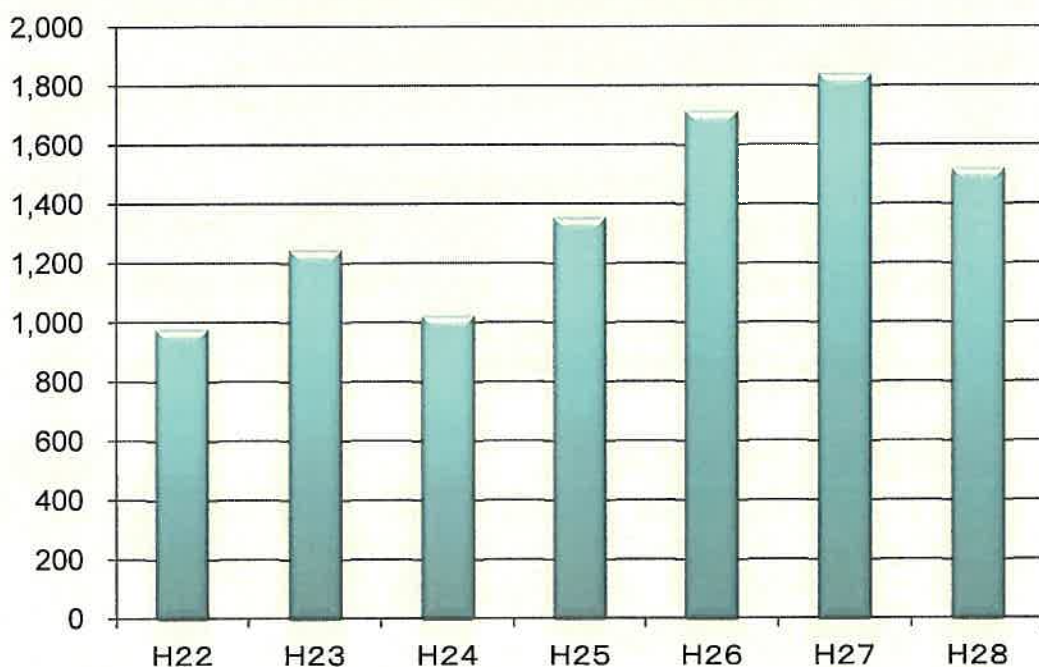
項目	H27 (実計当初)	H27 (補正等)	H27 (実計最終)	H28 (当初)	当初 伸び率
河川整備事業費	1,807,660	326,750	2,033,050	1,487,116	82.2%
河川改修費	1,164,000	236,750	1,400,750	948,000	81.4%
河川維持修繕費	542,300	90,000	632,300	539,116	99.4%
河川工作物関連応急対策事業費	101,360	0	0	0	0%
都市水環境整備事業費	34,000	0	34,000	34,000	100.0%
総合水系環境整備事業費	34,000	0	34,000	34,000	100.0%
総合流域防災事業費	0	0	0	0	-
総合流域防災対策事業費	0	0	0	0	-
受託工事費	226,044	0	0	150,000	-
受託工事費	226,044	0	187,036	150,000	-
合計	2,067,704	326,750	2,254,086	1,671,116	80.8%

※河川整備事業費及び都市水環境整備事業費は業務勘定を除く。

※H26受託工事費は受託契約額のうち事務費を除く金額を記載している。

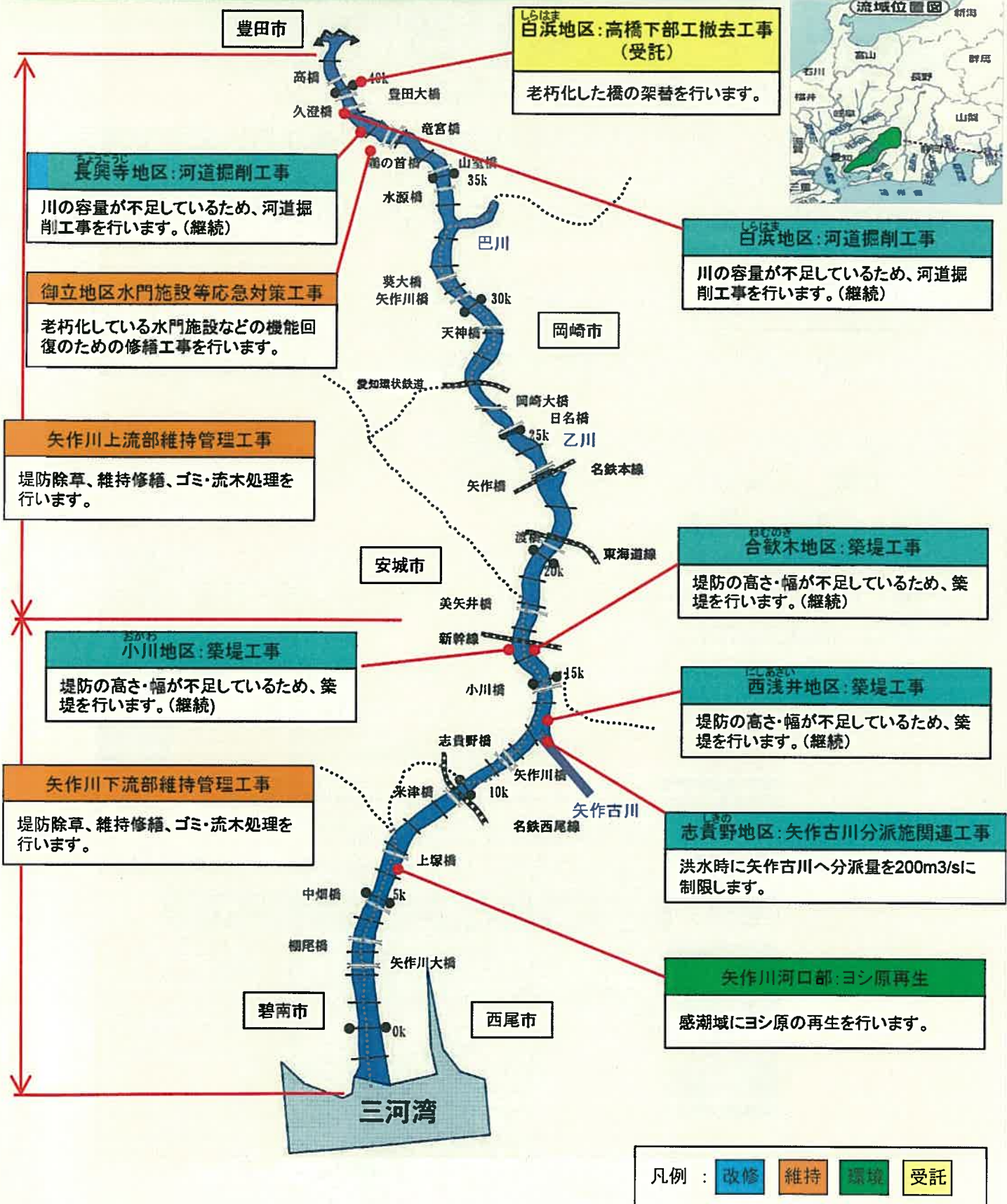
※H27受託工事費は見込み額を記載している。

矢作川事業費の推移



※受託工事費除き

事業実施箇所位置図



1. 洪水被害を防止・軽減する治水対策【改修】

(1) 水防災意識社会 再構築ビジョン

平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から、国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととしました。

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、以下のハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。

このうち、「洪水を安全に流すためのハード対策」と「危機管理型ハード対策」について、今後概ね5年間で実施する対策内容を取りまとめたので、お知らせします。

なお、具体的な河川及び実施区間については、以下をご参照下さい。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/torikumi/mizubousai.htm>

(参考)

水防災意識社会 再構築ビジョン

平成27年12月10日
水防災意識社会
再構築ビジョン
閣議決定資料

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目録のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策 各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）>

従来のアスファルト等が、降雨による浸透から浸透を促進
（堤防に水がしみこみ、浸透）

浸透防止層の設置
（平成27年12月閣議決定）

<洪水を安全に流すためのハード対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目録のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
 - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

5

※ 河川沿いの決壊に伴う洪水氾濫により、水害被害の懸念のある区域

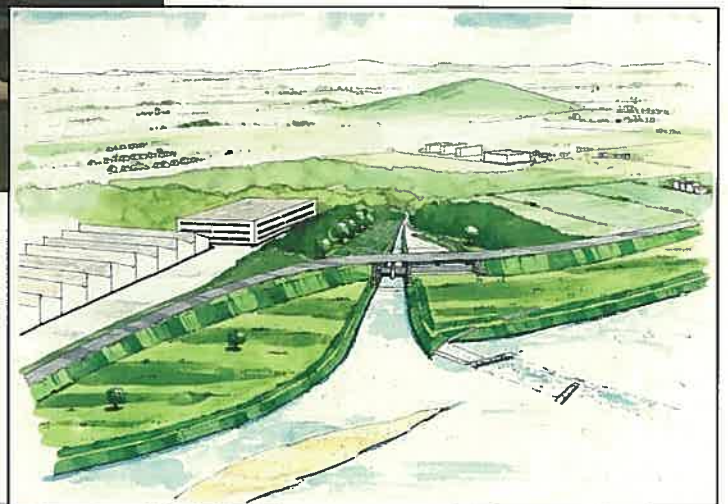
(2) 西尾市志貴野地区の矢作古川分派施設工事

●事業の目的

平成12年9月の東海豪雨及び平成20年8月豪雨により矢作川支川の矢作古川流域において、大規模な浸水被害が発生した。矢作古川分派施設を整備し、洪水時の適正分派（計画分派量約200m³/s）を図ります。

●平成28年度の事業内容

- ・矢作古川分派施設の関連工事



■分派点から矢作川下流を望む



矢作古川分派施設の完成イメージ図

(3) 安城市小川地区及び岡崎市合歓木地区の築堤工事

◇事業の目的

平成24年7月の九州の豪雨災害等を踏まえた堤防の緊急点検結果において、流下能力の不足により安全性が低いとされた箇所について、緊急的な治水対策を実施します。

矢作川左岸の小川地区及び右岸の合歓木地区の堤防は、計画断面に満たない弱小堤防であるため、堤防の嵩上及び拡築することで堤防の強化を図り、破堤リスクの軽減を図ります。

◇平成28年度の事業実施内容

小川地区において、築堤（L=0.5km）を実施。

合歓木地区において、築堤（L=0.5km）を実施。

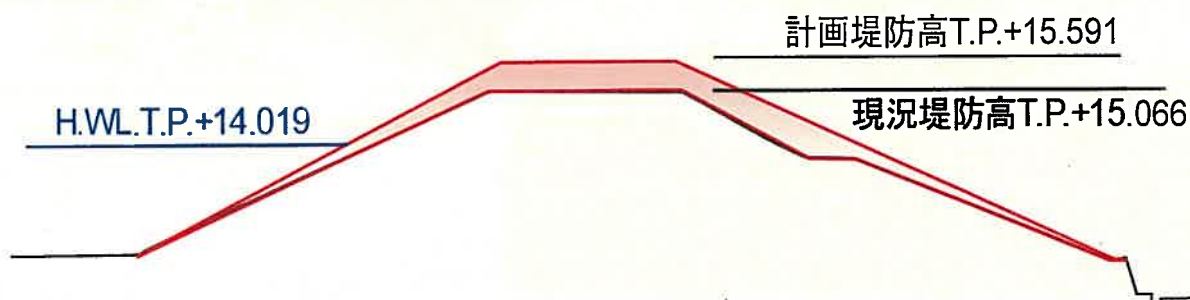
整備区間周辺状況



築堤イメージ



堤防断面図



(4) 豊田市白浜地区における河道掘削工事

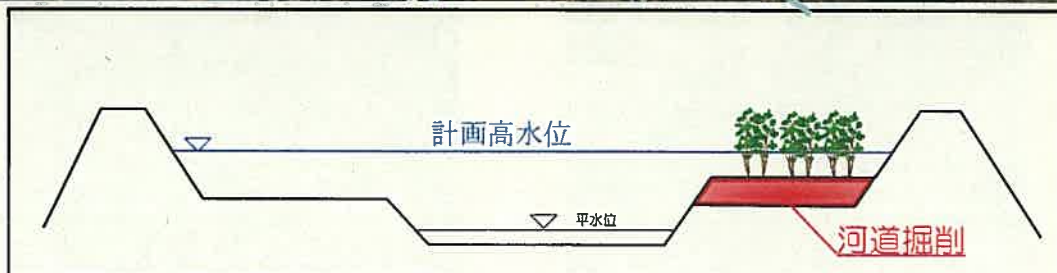
◇事業の目的

平成12年9月の東海豪雨により、当該地区は越水、漏水等の大きな被害を被り、再度災害防止のため、漏水対策護岸等を順次実施してきております。

平成27年度より豊田市街地区間の安全度を向上させるため、豊田市街地区間の河道掘削を実施しており、平成28年度は河川協力団体のご協力を頂き樹木伐開を実施し、合わせて河道掘削及を実施していきます。

◇平成28年度の実施内容

しらはま ちょうこうじ
白浜地区・長興寺地区の河道掘削工事。



2. 着実な維持管理【維持】

(1) 治水機能を維持し、安心して快適な河川の利用を支える
日常的な維持管理を行っています。

◇堤防の健全性を点検

日常の河川パトロールだけでなく、堤防の除草を行い堤防の亀裂、法崩れ、漏水などの異常箇所を早期に発見するため堤防点検を実施します。



パトロール車による日常の巡視



堤防除草の実施状況

(2) 老朽化した河川管理施設等の補修

◇事業の目的

矢作川の機能を確保するため、老朽化した河川管理施設の補修等を実施します。



堤防の補修作業の状況

(3) 流域を一体と考える土砂管理手法の検討

●矢作川水系総合土砂管理計画策定に向けて 課題

矢作ダムでは平成12年洪水等により土砂堆積が著しく進行したため、治水・利水機能の低下を防止することが喫緊の課題となっています。

河川領域では、河川整備計画で目標としている治水安全度の確保、滞筋の固定化や砂州の樹林化の抑制などが課題となっており、河川環境の改善や環境に及ぼす影響に配慮し土砂管理を進める必要があります。

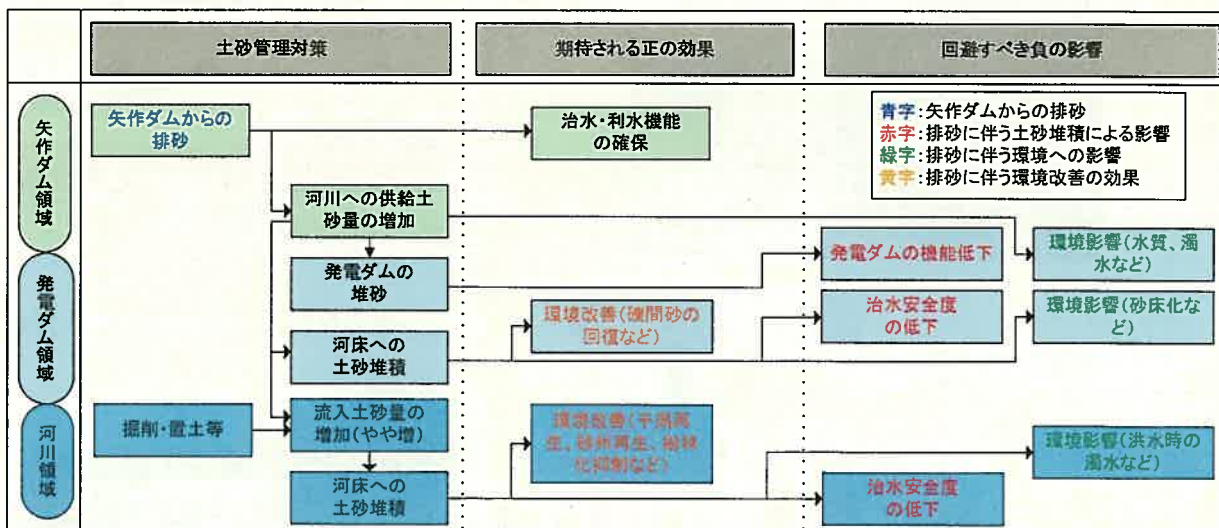


H12恵南豪雨時に矢作ダム貯水池に堆積した土砂



矢作ダム堆積土砂掘削状況

●矢作川流砂系における総合土砂管理により期待される正の効果と回避すべき負の影響



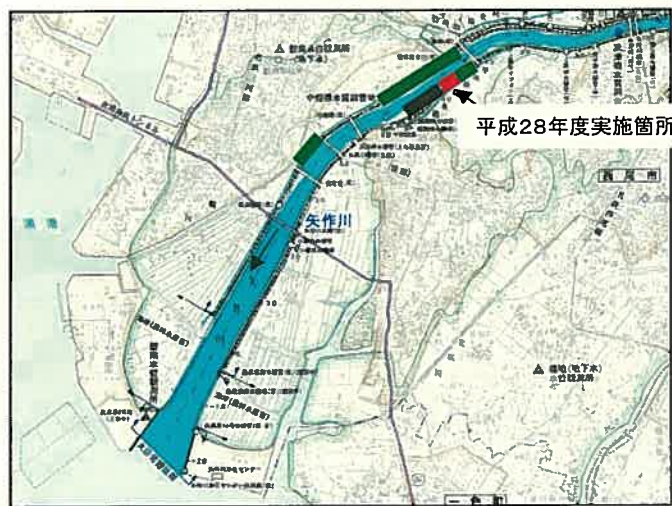
●総合土砂管理計画検討の進め方

- ①技術検討ワーキンググループ(仮称)による技術的課題解決に向けた検討
- ②関係者への検討内容の説明及び情報交換の実施
- ③「矢作川水系総合土砂管理検討委員会」の実施

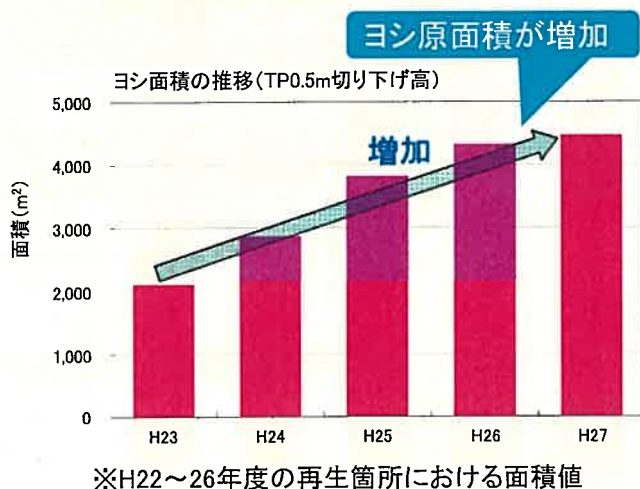
3. 良好な河川環境の保全と創出【環境】

(1) 矢作川自然再生地形（河口部におけるヨシ原の再生）

- 河口部地区のヨシ原再生にあたり、試験施工、モニタリング調査により得た基礎資料を基に実施し、かつて見られた良好な水辺環境の復元を図ります。
- ヨシ原再生では、地域連携として、地域住民とのヨシ植え作業、NPOによるモニタリング調査を実施しています。



■ヨシ原再生の横断イメージ



■ヨシ植え体験会（平成26年4月26日）



4. 災害・事故に対する危機管理体制の強化 【防災】

(1) 災害・事故に対する危機管理体制の強化

1) 洪水に対する危機管理

洪水時は、情報の収集、河川巡視などを行い、関係機関に情報提供を行います。平成23年度からは、流域自治体へ水位予測値の情報提供を開始しました。

2) 水質事故に対する危機管理

豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会の関係機関と連携し、被害の防止・軽減に努めます。



水質事故対策実技講習

3) 平常時からの備え

災害対策用車両を配備し、出動に備えます

- ・排水ポンプ車 3台
- ・照明車 2台
- ・本部車 1台

排水ポンプ車の操作訓練、水質事故を想定した訓練等を実施しています。

津波被害を軽減するため、河川の堤防に海拔情報を表示しています。



排水ポンプ車操作訓練

(2) 被災している地域への支援

大規模災害により被災した自治体に、職員や災害対策用車両を派遣し、活動を支援します。



関東・東北豪雨での支援状況
(排水ポンプ車による排水活動 大崎市 H27.9)



洪水時における支援状況
(排水ポンプ車による排水活動 豊川市 平成27年9月)

5. 地域や市民との連携の推進【地域】

(1) 地域と協働した効率的な河川管理の推進

- 行政と住民や民間など流域が一体となった協力体制のもと、河川敷のゴミ清掃を行っています。



■川と海のクリーン大作戦(碧南市)

- 堤防除草で発生する刈り草について資源の有効利用から刈草を堆肥などに活用する希望者を募り、配布します。



■刈草を農家で有効利用(西尾市)

- 樹木伐採により発生する立木について資源の有効利用から薪、椎茸栽培等に活用する希望者を募り、配布します。

- 出水期前の点検・訓練
河川の増水（出水）が集中する時期に入る前に、河川内に許可を受けて設置されている施設の現地点検を施設管理者と一緒に行うとともに、河川内の公園については、増水時に流される恐れがある施設の撤去訓練を指導し、出水時の流域の安全の向上に努めます。



■ゴールネット搬出。
～増水時の川の流れを守る～

(2) 地域住民との交流

●流域圏域にある

「水のつながり」の視点から山・川・海地域の課題解決に向け、個人・市民団体、関係団体、学識経験者、国・県・市町村の行政機関が多様な課題解決に向け、意見交換を実施しています。

*詳細は、豊橋河川事務所HP内

「矢作川流域圏懇談会」をご覧ください。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/kaigi/yahagigawa/ryuiki-kondan/>



■流域圏懇談会風景

国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所 河川防災情報

豊橋河川TOPページ > 河川防災情報TOPページ

中部地方整備局豊橋河川事務所が提供する豊川・矢作川の首値、水位、雨量をお送りします。
下記から局名を選択する方法を選んで下さい。

GogleMAP選択

リスト選択

CCTVカメラによる遠隔監視、リアルタイムで河川水位や雨量・水質等を常時監視しています。

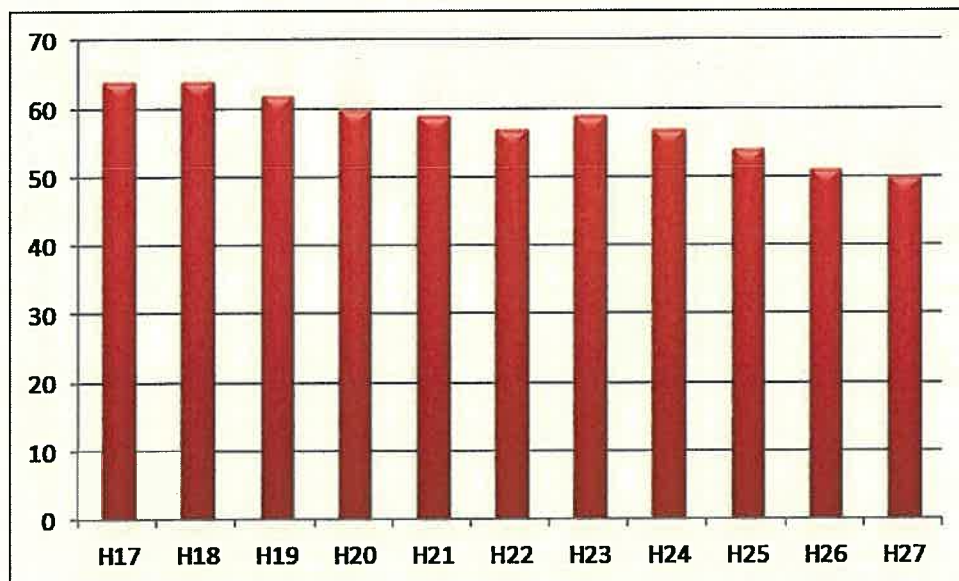
これらの画面や情報は、インターネットを通じて広く提供していますので、是非ご活用下さい。

*豊橋河川事務所HP内「河川防災情報」をご覧ください。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/kasen/>

豊橋河川事務所 職員数推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
職員数	64	64	62	60	59	57	59	57	54	51	50
前年比	-	1.00	0.97	0.97	0.98	0.97	1.04	0.97	0.95	0.94	0.98
H17比	1.00	1.00	0.97	0.94	0.92	0.89	0.92	0.89	0.84	0.80	0.78



総務課
 (0532)48-2111
 経理課
 (0532)48-8101
 工務課
 (0532)48-8103
 調査課
 (0532)48-8107
 管理課
 (0532)48-8105
 占用調整課
 (0532)48-8112

豊川出張所
 〒440-0071 豊橋市北島町字北島364
 TEL (0532) 52-8098
 一宮出張所
 〒441-1201 豊川市東上町松本254-2
 TEL (0533) 93-2215
 岡崎出張所
 〒444-2136 岡崎市上里2-8-12
 TEL (0564) 22-1564
 安城出張所
 〒444-1164 安城市藤井町南居林18-2
 TEL (0566) 99-0402

※用地課はH27年度廃止され、総務課用地係となりました。
 用地関係の連絡先は従来通り(0532)48-8102です。

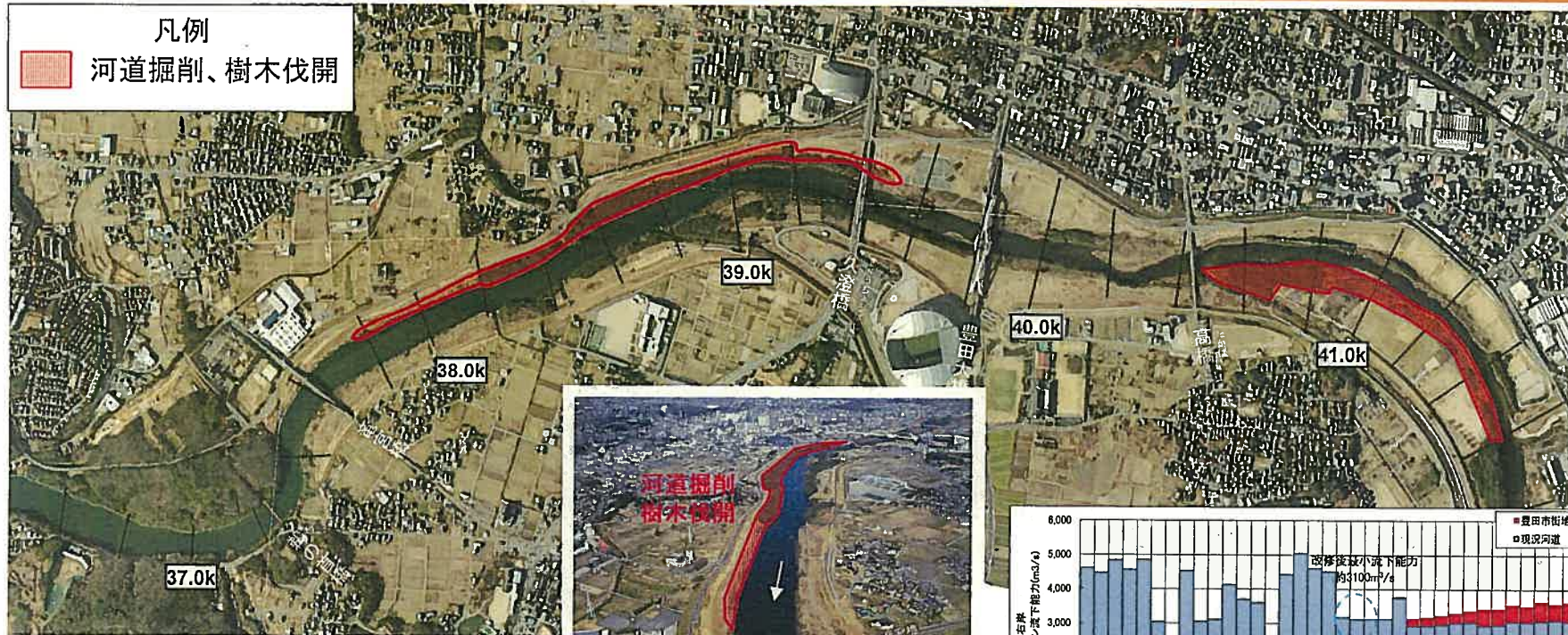
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所

〒441-8149 豊橋市中野町字平西1-6 TEL (0532) 48-2111(代表) FAX (0532) 48-8100
 http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/ E-mail: cbr-toyohashi@mlit.go.jp

※H28.2.12よりメールアドレスが変更になりました。

豊田市街地区間の短期整備の考え方

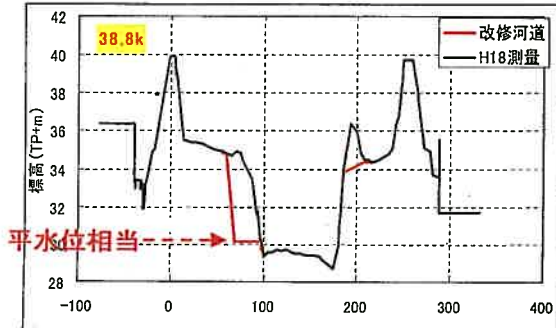
- 下流部及び中流部と同等の治水安全度（1/20）まで引き上げるため、河道掘削及び樹木伐採による水位低下対策を実施する。
- 短期整備による豊田市街地区間の流下能力は現況の約2,700m³/sから約4,000m³/sへ向上する。



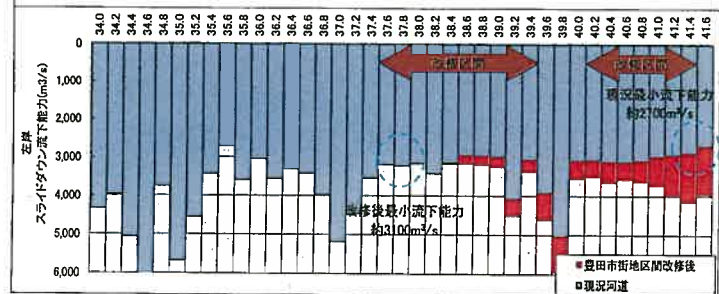
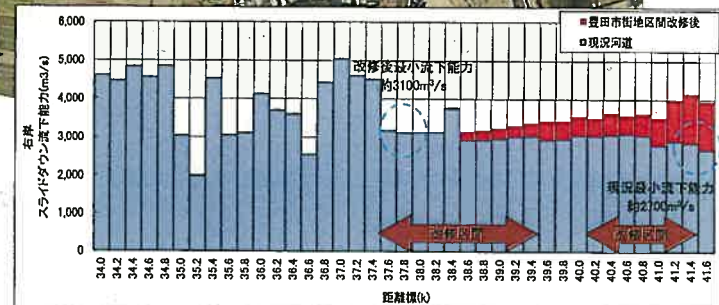
凡例
 河道掘削、樹木伐開

9/

豊田市街地区間河道掘削



・ 豊田市街地の治水安全度を1/20相当まで向上させるため、河道掘削及び樹木伐採を実施する。河道掘削に際しては、アユの産卵床への影響を考慮し、平水位以上の掘削とする。



矢作川の洪水を安全に流下させるために

～河川協力団体と共同した竹林伐開を行います～

豊橋河川事務所では、豊田市街地区間の治水安全度を向上させるため、豊田市の白浜地区・長興寺地区において河道掘削及び竹林伐開を実施し、流下能力を向上させます。

この工事にあたっては、地域と連携した河川管理の取り組みとして、竹林伐開の一部について、河川協力団体のNPO法人矢作川森林塾をはじめ、トヨタ自動車株式会社を中心としたボランティア団体のご協力を得て実施することとなりました。

4月24日(日)には、豊田市白浜町地先(矢作川右岸:久澄橋下流付近)において、矢作川森林塾等による竹林伐開が実施されますので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 日時 平成28年4月24日(日) 9:00～12:00(小雨決行)
5/21, 22(土,日)
2. 場所 愛知県豊田市白浜町 地先
(矢作川右岸 久澄橋下流 付近 ※資料-1:位置図参照)

※当日の活動団体 NPO法人矢作川森林塾(河川協力団体)
トヨタボランティアセンター(矢作川アダプト登録団体)

3. 添付資料 資料-1:位置図
資料-2:豊田市街地区間の河道掘削・竹林伐開による改修効果
資料-3:河川協力団体制度及び矢作川アダプト制度について
4. 現地取材 ご自由に取材いただけますが、安全確保のため、現場担当者の指示に従って下さい。
5. 解 禁 指定なし
6. 配布先 豊田市政記者クラブ、豊田市政記者東クラブ

【問い合わせ先】

●工事に関するお問合せ

豊橋河川事務所 工務課長 伊藤 敏弘
(TEL:0532-48-8103)(FAX:0532-48-8129)

●河川協力団体・矢作川アダプトに関するお問合せ

豊橋河川事務所 管理課長 桜田 明彦
(TEL:0532-48-8105)(FAX:0532-48-8100)

資料-1：位置図



※お車でお越しの方へ
当日の駐車場所につきましては、現地にて係員にお問合せ下さい。

豊田市街地区間の河道掘削・竹林伐開による改修効果

資料-2

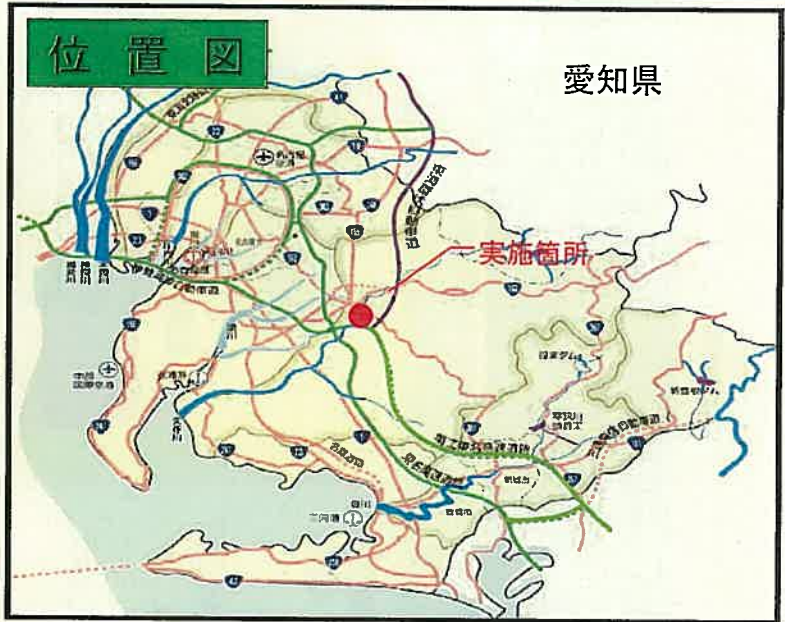
事業目的

矢作川上流部は、河川整備計画対象洪水（平成12年9月洪水（東海（恵南）豪雨））を計画高水位以下で安全に流下させるための河道断面が確保されておらず、洪水時の流下能力が著しく不足しています。

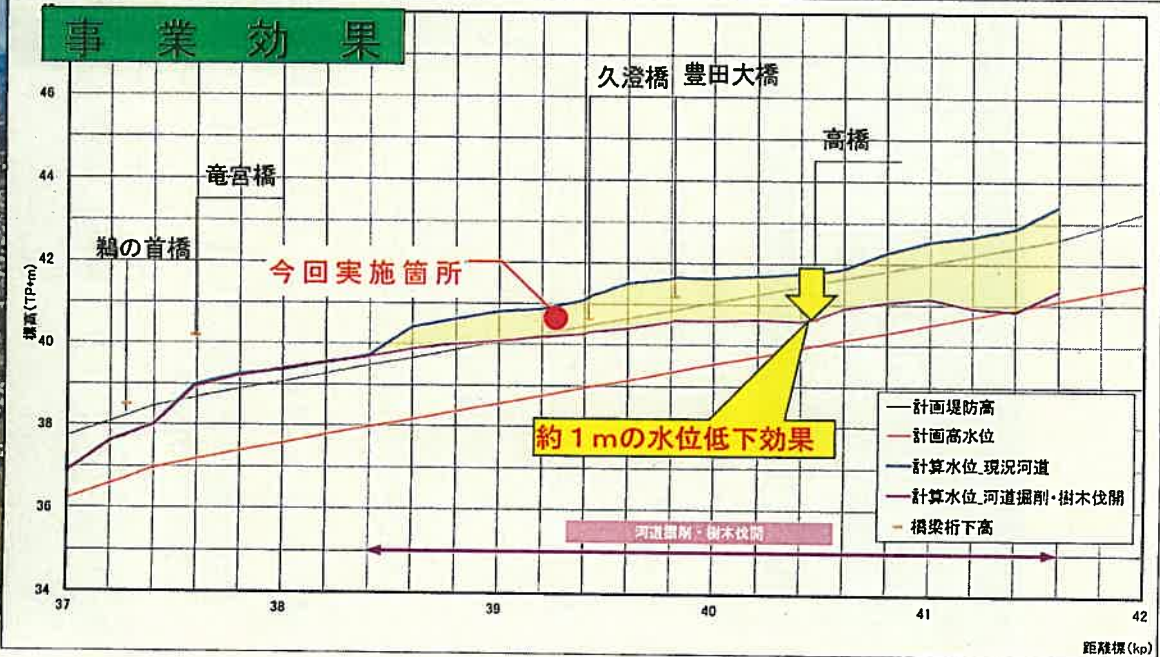
このため、平成27年9月関東・東北豪雨を受け策定した「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組の一環として、河道掘削・竹林伐開を実施します。

この事業により、豊田市街地区間の高橋地点においては約1mの水位低下効果が期待され治水安全度の向上が図られます。

今回、河道掘削・竹林伐開工事の一環として、竹林伐開の一部を河川協力団体にご協力を頂いて実施していきます。



事業実施予定箇所



河川協力団体制度の概要

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ピオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等*について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

◆『特定非営利活動法人 矢作川森林塾』は、平成26年3月14日に河川協力団体の指定を受けており、豊田スタジアム付近における10万本に及ぶ竹林の伐採や外来種の駆除等の活動を通じて、矢作川の環境整備に貢献されています。



竹林の伐採の様子



外来種（オオカナダモ）の駆除の様子

流域は一つ・運命共同体、住民と行政の協働による、より良い矢作川を目指して

矢作川アダプト(協働管理)制度のご案内

矢作川の美化や清掃に、自ら進んでご協力していただける市民・企業・団体の方々を募集します。

住民のみなさまと国交省とが手を取り合って矢作川きれいにする事で、
もっと愛される河川の環境をつくっていきます。



矢作川アダプトとは……

「アダプト (Adopt)」とは、英語で「養子縁組する」と言った意味です。一般にアダプト制度とは、一定区画の公共の場所を養子にみだて、市民がわが子のように愛情をもって面倒を見(美化・清掃等を行い)、行政がこれを支援する制度です。

矢作川アダプトは、地域の住民(個人や団体)の皆さんが自らの責任において活動し、河川管理者の豊橋河川事務所と協働で矢作川を管理する制度です。

地域住民の皆さんと河川管理者が協働で矢作川の管理(河川の美化・清掃活動や、河川環境保全活動、河川愛護活動等)を行うことで、地域の特徴に合ったより良い矢作川をめざします。

協働管理者は登録制とし、事務所は登録された団体の活動に一定の支援(活動旗の貸与・軍手やゴミ袋の配布等)を行います。

◆『トヨタボランティアセンター』は、トヨタ自動車株式会社 社会貢献推進部を中心としたボランティア団体です。

矢作川アダプト制度にご登録いただいております、豊田市街地付近の矢作川の環境整備にご活躍いただいております。

※矢作川アダプト制度は、平成28年4月1日現在で7団体にご登録いただいております(トヨタボランティアセンターを含む)、矢作川の各所で環境美化にご活躍いただいております。

アダプト・河川協力団体 比較表

	アダプト	河川協力団体
設置根拠	豊橋河川事務所が定める、豊川・矢作川アダプト（協働管理）制度実施要項による。	河川法第五十八条の八による。
申込・審査	<ul style="list-style-type: none"> ○通年で申し込み可能です。 ○過去の活動実績は必要なく、河川の美化活動等を行う個人・団体であれば、どなたでも申し込みが可能です。 ○豊橋河川事務所にて申し込み内容の確認・打合せを行い、問題が無ければ合意書を取り交わします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○例年、9月～10月の間の1ヶ月程度が申込期間となります。 ○過去の活動実績（概ね5年間）が必要となるほか、様々な資格要件あり、資格要件を満たすことを証明する書類の提出が必要となります。 ○豊橋河川事務所にて、申請資格の確認及び活動実績・活動計画等の審査を行います。その後、中部地方整備局にて、審査内容の妥当性を判断する委員会（学識者等により構成される）が開催され、事務所の審査内容と委員会の意見を踏まえて河川協力団体の指定が行われます。
活動内容	○ゴミ拾いや小規模な除草、外来種の駆除など、 美化・清掃・環境保全・愛護に関する活動 を行っていただきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○河川法第五十八条の九に規定する行為を行っていただきます。 一 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。 二 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 三 河川の管理に関する調査研究を行うこと。 四 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
許可行為について	<ul style="list-style-type: none"> ○アダプト団体に登録されても、工作物の設置、竹木の伐採、土地の形状変更等、河川法の許可が必要となる行為について、許可手続きの免除や簡素化が行われるわけではありません。 ○活動に当たり河川法上の許可が必要な行為をする場合は、許可申請の手続きが必要となり、申請の都度適否が判断されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者に協力して行う工事又は維持作業として、河川法の許可が必要となる行為（竹木の伐採や土地の形状変更等）を行う事ができます。 ○活動に必要な河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。
資器材の貸与等	<ul style="list-style-type: none"> ○軍手やゴミ袋等の清掃用具を提供が可能です（草刈り機や粉砕機等の貸与は行いません。）。 ○拾ったゴミの処分や刈草の処理まで、各団体でお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者に協力して工事・作業を行う団体として、草刈り機・粉砕機等の貸与が可能です。 ○国と協力団体とで、作業範囲や役割の分担（伐採とチップ化等）を協議することができます。